

入国管理サービス是正に関する入国管理総局長決定 No.IMI-1933.PR.07.04

入国管理総局長は、

クリーンで効率的で効果的かつ差別のない入国管理サービスを実現し、全ての政府機関において不法手数料をなくすための政府の取り組みを支持するために、入国管理サービス是正に関する総局長決定を定める必要があること、を考慮し、

1. 省庁に関する法律 2008 年第 39 号(官報 2008 年 166 号、官報追記 5254 号)
2. 公共サービスに関する法律 2009 年第 25 号(官報 2009 年 112 号、官報追記 5038 号)
3. 入国管理に関する法律 2011 年第 6 号(官報 2011 年 52 号、官報追記 5216 号)
4. 法務人権省に関する大統領規程 2015 年第 44 号
5. 不法手数料排除タスクフォースに関する大統領規程 2016 年第 87 号(官報 2016 年 202 号)
6. 法務人権省の組織と作業手順に関する法務人権大臣規程 2015 年第 29 号(官報 2015 年 1473 号)及びその改正である法務人権省の組織と作業手順に関する法務人権大臣規程 2015 年第 29 号の改正に関する法務人権大臣規程 2016 年第 6 号(官報 2016 年 186 号)

を鑑み、

以下を決定した：

入国管理サービス是正に関する入国管理総局長決定を定める。

1. 入国管理サービスは、確実性を有し（プロフェッショナルで、説明責任があり、シナジーを発揮し、透明性があり、革新的）、時間厳守、適切な費用、適切な要件、簡素で、複雑ではなく、不法手数料はないようにこれを実施しなければならない。
2. 入国管理サービスは、できる限り先入先出で、きちんと個々人に対する整理番号の順序にこれを実施する。
3. 外国人に対する入国管理サービスの申請は、その保証人或いは責任者実施が可能。
4. 障害者、高齢者、妊婦、授乳中の女性には、法規に基づき優先サービスの提供が可能。
5. 法務人権省地域事務所或いは入国管理総局長が発行済みの入国管理サービスエージェントの営業許可と ID カードは、本入国管理総局長決定制定時点において取消無効となる。
6. 法務人権省地域事務所或いは入国管理総局長は、機関/企業或いは人材派遣会社（PPTKIS）の人事担当者に対し入国管理サービスエージェントの営業許可と ID カードの発行が認められない。
7. 本総局長決定制定により、政府機関及び民間企業による渡航書類と入国管理許可の手続き規制に関する入国管理総局長決定 No.202/SEK/VII/1980、入国管理手続き・サービス規制に関する入国管理総局長決定 1987 年 No.F.393-

PR.07.04 及び入国管理サービスについて定めるその他の規定は取り消し無効となる。

8. 本決定は、制定の日から発効開始となり、後日誤りが見つかった場合には必要に応じて修正する。

2016年11月7日、ジャカルタにて制定
入国管理総局長
Ronny F. Sompie